

進貢謝恩等の
事の為にす 執照

1-29-20

世子尚清の、嘉靖十年の進貢船の消息をたずねて正議大夫梁椿等を遣わす執照（一五三三、一、二二）

琉球国中山王世子尚清、進貢の船隻の未だ本国に還らざる事の為にす。

嘉靖十年（一五三二）八月内、正議大夫金良・長史蔡瀚等の官を差遣す。天字号海船一隻に坐駕して方物を装載し、表文を齎捧して朝に進貢せしむるに、今に至るも未だ回還するを見ず。

今、特に正議大夫梁椿・使者寿達魯・通事陳賦等を遣わし、夷梢を率領して本国の小船一隻に坐駕し、特に消息を尋ねしむ。今歳は又兼貢に該るの年期なり。早やかに明降を賜いて回国し、預め貢儀を備えしめよ。此の為に王府、今、黄字十四号半印勘合執照を給して正議大夫梁椿等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる毋れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正議大夫一員 梁椿

使者二員 寿達魯 呉実達魯
通事一員 陳賦

管船直庫一名 読古
梢水八十名

嘉靖十二年（一五三三）正月二十一日

右の執照は正議大夫梁椿・通事陳賦等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

注* 同年八月に、同じ梁椿・陳賦を遣わす執照（二九二二）があり、この派遣は、執照は用意されたものの中止されたものと思われる。
（一）明降 明らかに（勅などを）下す。

1-29-21

世子尚清の、進貢のため正議大夫梁椿等を遣わす執照

（一五三三、八、二〇）

琉球国中山王世子尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁椿・使者馬吾刺等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。黄字号海船一隻に坐駕し、馬一十五匹・硫黄二万斤を装載して京に赴き進貢す。所扱ひて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外

に今、黄字十六号半印勘合執照を給して存留在船通事梁頤等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正義大夫一員 梁椿

使者二員 馬吾刺 麻布度

通事一員 陳賦

存留在船使者一員 丘刺子

存留在船通事一員 梁頤

人伴二十三名

管船火長・直庫二名 田祥 闍班那

梢水共に一百四十名

嘉靖十二年（一五三三）八月二十日

右の執照は存留在船通事梁頤等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

注*この進貢については『明実録』嘉靖十三年三月戊辰の条に記事がある。

1-29-22

国王尚清の、冊封使の帰朝を護送するため都通事林盛等を遣わす執照（一五三四、八、一一）

琉球国中山王尚清、天使の回朝を護送する事の為にす。

今、特に都通事林盛を差わし、封王の宝船を駕駛して福建地方に前往せしむ。除外に、文憑無くば官司の盤阻して便ならざるを恐る。今、黄字二十一号半印勘合執照を給して都通事林盛に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

天使の宝船を駕駛する都通事一員 林盛 従人五名

嘉靖十三年（一五三四）八月十一日

右の執照は都通事林盛に付し、此れに准ぜしむ

天使の回朝を
護送する事の為にす 執照